

福岡県公報

平成二十六年二月十八日
第三千五百七十二号
増刊
①

目次

規 則 (第三号)

○福岡県介護保険審査会条例施行規則の一部を改正する規則(介護保険課)……………

規 則

福岡県介護保険審査会条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十六年二月十八日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第三号

福岡県介護保険審査会条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県介護保険審査会条例施行規則(平成十一年福岡県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条及び第四条」を「第四条及び第五条」に改める。

第六条中「第三条」を「第四条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。